

# 特定技能制度について①

## 1. 特定技能制度とは

**深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。

## 2. 在留資格

- ① 特定技能1号： 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ② 特定技能2号： 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・舶用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**自動車運送業**、**鉄道**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**  
(※)、**外食業**、**林業**、**木材産業**

(赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。)

※1号特定技能外国人が従事する業務の範囲

飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工（原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等）、安全衛生）。  
なお、当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務（原料の調達・受入、製品の納品、清掃、事務所の管理の作業等）に付随的に従事することは差支えない。2号特定技能外国人は、1号特定技能外国人が従事する製造・加工、安全衛生の確保に加え、飲食料品製造業全般に関する管理業務にも従事。

※特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として「09 食料品製造業」等を行っていることとする。

※飲食料品製造業分野には、飲食料品卸売業、ペットフード等の飼料製造業などは含まれない。

# 特定技能制度について②

## 3. 在留資格のポイント

### 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（ <b>通算で上限5年まで</b> ）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号修了者は免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

### 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

# 特定技能制度について③

## 4. マッチングについて

特定技能制度では、**監理団体は設けておらず**、受入れ機関（特定技能を持った外国人を実際に雇用する企業や団体）は**直接採用活動**を行うか、国内外の**職業紹介機関**を活用し、採用活動を行うことになります。国内での募集であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

## 5. 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた**基準**を満たす必要があります。

また、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する**義務**があります。

なお、受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりません。当該支援業務については、**登録支援機関**に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施→支援については、登録支援機関に委託も可。全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

詳細は出入国在留管理庁HPや農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>

## STEP1

## きっかけ（背景・課題）

- 外国人材の活用を考えていたところ、登録支援機関の知り合いから紹介を受けた。

## STEP2

## 主な取組

- 現在は、**特定技能1号のベトナム人**（元々は技能実習2号）を雇用し、**解体から精肉作業**までを行っている。（令和7年6月現在）
- 給与は日本人と同水準の支払い、ボーナスを払っている。
- 雇用している特定技能1号の方は日本で他の特定技能の方と結婚し、家族で居住できる**寮を同社が提供**。

## STEP3

## 活用した感想・成果

- 登録支援機関が手続きを行っているため、制度の活用にあたり、**負担は感じていない**。
- 本来は雇用した外国人の週末の過ごし方等の業務外のサポートも必要だが、同社が雇用したベトナム人は技能実習2号として**日本に慣れていた**ため、**負担になることはなかった**。

## &lt;施設情報&gt;

- 取扱獣種：シカ、イノシシ
- 公設・民営（指定管理者）
- 商社で全量買い取り後、首都圏の小売店やレストランに流通
- 捕獲者からの個体の引取依頼を受け、専任の職員が捕獲現場に出向き、速やかに施設へ搬入
- ソーセージ、ベーコン等の商品開発に取り組む



実際の作業風景



鹿ソーセージ